

特定施設等 の届出・規制

～ 騒音規制法・振動規制法 ～

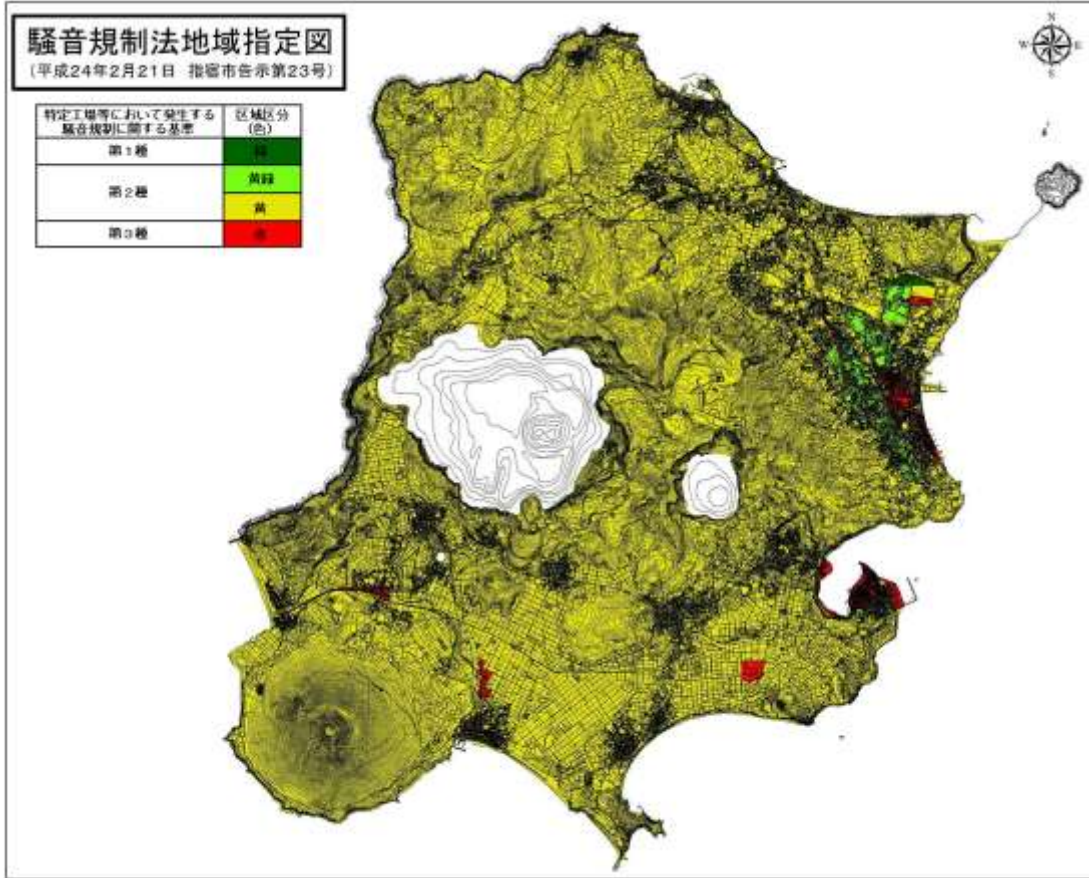
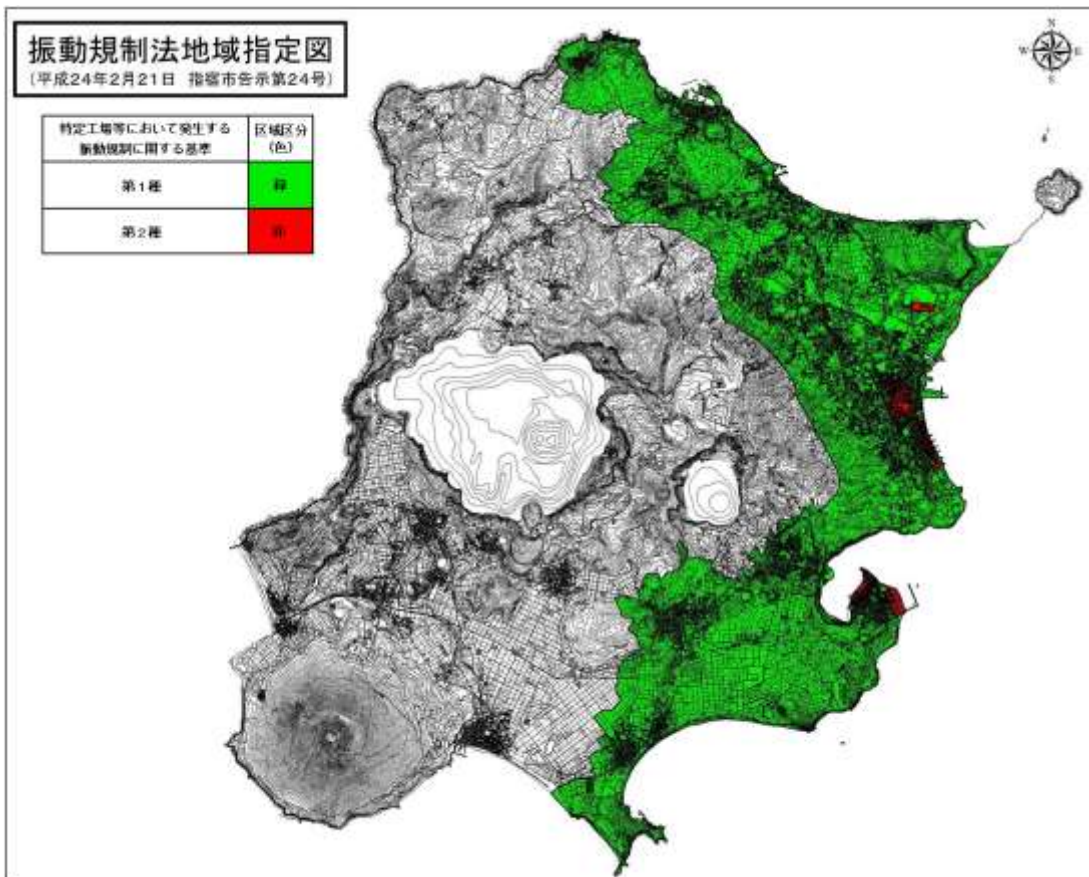
生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、騒音規制法、振動規制法、鹿児島県公害防止条例及び指宿市環境保全条例では、著しい騒音又は振動を発生させる施設を「特定施設」（指宿市環境保全条例では、「指定施設」）として定め、当該施設を設置しようとする場合、その工事開始の30日前までの届出を義務付け、騒音又は振動の大きさ等について、基準を遵守するよう規制しています。

<<< 目 次 >>>

1 規制対象地域・区域区分及び規制基準	
(1) 規制対象地域／区域区分	1
(2) 規制基準	2
2 規制対象施設	
(1) 特定（指定）施設	2
(2) 届出義務者	3
3 特定（指定）施設の届出	
(1) 届出義務者	4
(2) 届出の種類・提出期限	4
(3) 届出書の提出部数	5
(4) 添付書類	5
(5) 勧告及び命令	7
(6) 報告及び検査	7
(7) 罰 則	7
(8) 提出先（郵送先）	7
4 留意事項	
(1) 騒 音	7
(2) 振 動	8
5 騒音・振動の目安	
(1) 騒 音	8
(2) 振 動	8
6 届出書記載例	
(1) 騒音規制法・振動規制法に基づく届出	9

1 規制対象地域・区域区分及び規制基準

(1) 規制対象地域／区域区分

区分	規制地域	区域区分	規制法令等							
騒音	指宿市内全域	第1～3種区域	騒音規制法 鹿児島県公害防止条例 指宿市環境保全条例							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>騒音規制法地域指定図 (平成24年2月21日 指宿市告示第23号)</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <thead> <tr> <th>特定工場等において発生する騒音規制に関する基準</th> <th>区域区分(色)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">緑</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td style="background-color: #90EE90; color: black;">黄緑</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td style="background-color: #FF0000; color: white;">赤</td> </tr> </tbody> </table>  </div>			特定工場等において発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)	第1種	緑	第2種	黄緑	第3種
特定工場等において発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)									
第1種	緑									
第2種	黄緑									
第3種	赤									
振動	指宿地域・山川地域の都市計画区域	第1～2種区域	振動規制法							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>振動規制法地域指定図 (平成24年2月21日 指宿市告示第24号)</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <thead> <tr> <th>特定工場等において発生する振動規制に関する基準</th> <th>区域区分(色)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">緑</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td style="background-color: #FF0000; color: white;">赤</td> </tr> </tbody> </table>  </div>			特定工場等において発生する振動規制に関する基準	区域区分(色)	第1種	緑	第2種	赤	
特定工場等において発生する振動規制に関する基準	区域区分(色)									
第1種	緑									
第2種	赤									

(2) 規制基準

「規制基準」とは、特定工場等（工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設（以下、特定施設と言う。）を設置する工場・事業場）において、事業活動に伴って発生する騒音・振動の特定工場等の敷地境界線上での大きさの許容限度です。

なお、特定工場等において、事業活動に伴って発生する騒音・振動の全てが規制対象となります。

<区域・時間帯別基準値>

区分	区域	朝・夕		昼間	夜間	
		AM6:00~AM8:00	PM7:00~PM10:00	AM8:00~PM7:00	PM10:00~AM6:00	
騒音	第1種	■		45db	50db	40db
	第2種	■	■	50db	60db	45db
	第3種	■		60db	65db	50db
振動	第1種	■		55db	60db	55db
	第2種	■		60db	65db	60db

※ 基準値は、特定工場等の敷地境界線上での値。

2 規制対象施設

(1) 特定（指定）施設

次の「特定（指定）施設届出一覧表」にある施設を設置・変更等する場合は、事前の届出が必要となります。

なお、騒音規制については、騒音規制法、鹿児島県公害防止条例（以下、県条例）及び指宿市環境保全条例（以下、市条例）がありますが、騒音規制法に基づく届出を要する場合は、県条例に基づく届出は不要です。

また、県条例並びに市条例に基づく届出を要する場合は、いづれにも届出が必要となります。

<特定（指定）施設届出一覧表>

該当：数値・記号 非該当：-

用途区分	施設名	騒音			振動	規模要件等 ◎：騒音の場合・⊙：振動の場合
		法	県	市	法	
金属加工機械	圧延機械	1-イ	1-(1)	-	-	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上。
	製管機械	1-ロ	1-(2)	-	-	
	パンディングマシン	1-ハ	1-(3)	-	-	0-ル式のもので、原動機の定格出力が3.75kw以上。
	液圧プレス	1-ニ	1-(4)	-	1-イ	矯正プレスを除く。
	機械プレス	1-ホ	1-(5)	-	1-ロ	◎呼び加圧能力が294kgf/cm ² 以上(30重量%以上)。 ⊙すべてのもの。
	せん断機	1-ヘ	1-(6)	-	1-ハ	◎原動機の定格出力が3.75kw以上。 ⊙原動機の定格出力が1kw以上。
	鍛造機	1-ト	1-(7)	-	1-ニ	
	ワイヤフォーミングマシン	1-チ	1-(8)	-	1-ホ	◎すべてのもの。 ⊙原動機の定格出力が37.5kw以上。
	プラスト	1-リ	1-(9)	-	-	刃物プラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	タンブラー	1-ヌ	1-(10)	-	-	
	切断機	1-ル	-	-	-	といしを用いるもの。
	やすり目立機	-	1-(11)	12	-	動力を用いるもの。
のこ目立機	-	1-(12)	13	-	動力を用いるもの。	
金属製品の加工更生又は製作用業場	-	-	20	-	屋内及び屋外の作業場の面積の合計が100㎡以上。（自動車板金を含む。）	
圧縮機		2	2-(1)	-	2	原動機の定格出力が7.5kw以上。 ◎冷凍機・空調機に付随するものは含まない。 ⊙冷凍機に付随するものを含まない。
		-	2-(1)	-	2	原動機の定格出力が7.5kw以上。 ◎冷凍機に付随するものを含む。 ⊙冷凍機に付随するものを含まない。
		-	-	1	-	原動機の定格出力が3.75kw以上7.5kw未満。 ※冷凍機に付随するものを含む。
送風機（排風機）		2	2-(2)	-	-	原動機の定格出力が7.5kw以上。
		-	2-(2)	2-一部	-	原動機の定格出力が3.75kw以上。
		-	2-(2)	2	-	原動機の定格出力が3.75kw以上7.5kw未満。 ※機器に内蔵されているものを除く。

走行クレーン		—	2-(3)	—	—	原動機の定格出力の合計が 7.5kw 以上。
			—	3		原動機の定格出力の合計が 5.5kw 以上 7.5kw 未満。
土石用・鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機	破砕機	3	3-(1)	—	3	原動機の定格出力が 7.5kw 以上。
		—	—	4	—	原動機の定格出力が 5.5 以上 7.5kw 未満。
	摩砕機	3	3-(2)	—	3	原動機の定格出力が 7.5kw 以上。
		—	—	6	—	原動機の定格出力が 5.5 以上 7.5kw 未満。
	ふるい分機	3	3-(3)	—	3	原動機の定格出力が 7.5kw 以上。
		—	—	5	—	原動機の定格出力が 5.5 以上 7.5kw 未満。
分級機	3	3-(4)	—	3	原動機の定格出力が 7.5kw 以上。	
	—	—	7	—	原動機の定格出力が 5.5 以上 7.5kw 未満。	
石材加工機械	切断機	—	—	8	—	原動機の定格出力が 3.75kw 以上。
	研磨機	—	—	9	—	
繊維製品製造	織機	4	4-(1)	—	4	原動機を用いるもの。
	動力打綿機 製綿施設	—	4-(2)	—	—	動力打綿機には、混打綿機を含む。
建設用資材製造機	コンクリートプラント	5-イ	5-(1)	—	—	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³ 以上
	アスファルトプラント	5-ロ	5-(2)	—	—	混練機の混練重量が 200kg 以上
	コンクリートロックマシ	—	5-(3)	10	5	㊦原動機を用いるもの。 ㊧原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上。
	コンクリート管及びコンクリート柱製造装置	—	5-(4)	11	5	㊦原動機を用いるもの。 ㊧原動機の定格出力の合計が 10kw 以上。
穀物用製粉機		6	6	—	—	ロル式であって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上
木材・竹材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	7-(1)	—	6-イ	
	チップパー	7-ロ	7-(2)	—	6-ロ	㊦原動機の定格出力の合計が 2.25kw 以上。 ㊧原動機の定格出力の合計が 2.2kw 以上。
	砕木機	7-ハ	7-(3)	—	—	
	帯のご盤	7-ニ	7-(4)	—	—	製材用：原動機の定格出力が 15kw 以上。 木工用：原動機の定格出力が 2.25kw 以上。
		—	—	14	—	製材用：原動機の定格出力が 7.5kw 以上 15kw 未満。 木工用：原動機の定格出力が 0.75kw 以上 2.25kw 未満。
	丸のご盤	7-ホ	7-(5)	—	—	製材用：原動機の定格出力が 15kw 以上。 木工用：原動機の定格出力が 2.25kw 以上。
—		—	15	—	製材用：原動機の定格出力が 7.5kw 以上 15kw 未満。 木工用：原動機の定格出力が 0.75kw 以上 2.25kw 未満。	
かなな盤	7-ヘ	7-(6)	—	—	原動機の定格出力が 2.25kw 以上。	
	—	—	16	—	原動機の定格出力が 1.5kw 以上 2.25kw 未満。	
紙製造・加工	抄紙機	8	8-(1)	—	—	
	コルゲートマシ	—	8-(2)	17	—	
印刷機械		9	9	—	7	㊦原動機（県は電動機）を用いるもの。 ㊧原動機の定格出力が 2.2kw 以上。
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		—	—	—	8	原動機の定格出力が 30kw 以上。 ※カレンダーロール機以外のもの
合成樹脂用射出成形機		10	10	—	9	
鋳造型機		11	11	—	10	ジョルト式のもの
物製造・加工 又は選別	ダクタマシ	—	12-(1)	18	—	
	オレトコハア	—	12-(2)	19	—	
<p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の分類は、総務省統計局の「日本標準商品分類」に基づいています。 ・ 「クーリングタワー」等、送風機が含まれる施設は、送風機の届出が必要です。 ・ 「真空ポンプ」、「風力発電施設」は、特定施設に該当しません。 ・ 移動式のもの是对象外となりますが、常時同一場所に設置されているものは対象となります。 ・ 電気事業法に規定する電気工作物、又はガス事業法に規定するガス工作物である特定施設は、電気事業法又はガス事業法の規定が適用されます。ただし、規制基準を遵守する義務はあります。 ・ 1台の原動機で2台以上の施設を動かしている場合でも、原動機の定格出力が規定以上であれば、各々の施設は届出対象となります。逆に、1台の施設を2台以上の原動機で動かしている場合は、コンクリートロックマシのように合計の定格出力で能力が定められているもの以外は、個々の原動機の定格出力で届出対象であるか否かを判断します。 ・ 1馬力 (PS・HP) = 0.7355kw 1重量トン = 9.8キログラム (1kg 重 = 9.8N) 						

3 特定（指定）施設の届出

規制対象地域内において、特定（指定）施設を設置しようとする場合は、次の要領で、「騒音規制法」、「振動規制法」、「鹿児島県公害防止条例」及び「指宿市環境保全条例」に基づく届出を行ってください。

(1) 届出義務者

特定（指定）施設を設置しようとする者及び設置後届出内容等に変更が生じた者。

(2) 届出の種類・届出期限

届出種類	内 容	騒 音		振 動 法	届 出 期 日
		法・県・市			
設 置	○規制地域内に特定(指定)施設を設置する場合。	法	○特定施設設置届出書 (様式第1) 法第6条第1項	○特定施設設置届出書 (様式第1) 法第6条第1項	設置の工事開始日の30日前まで
		県	○騒音・振動に係る特定施設設置届出書 (第5号様式) 条例第33条		
		市	○指定施設設置届出書 (第1号様式) 条例25条		
使 用	○規制地域外で特定(指定)施設を使用していたが、新たに事業場立地場所が規制地域に指定された場合。 ○使用中の施設が法改正で新たに特定(指定)施設となった場合。	法	○特定施設使用届出書 (様式第2) 法第7条第1項	○特定施設使用届出書 (様式第2) 法第7条第1項	規制対象地域・特定(指定)施設となった日から30日以内
		県	○騒音・振動に係る特定施設使用届出書 (第10号様式) 条例第34条		
		市	○指定施設設置届出書 (第1号様式) 条例26条		
種類・能力数変更	○特定施設の種類ごとの数を、直近の届出数の2倍を超えて増加する場合。	法	○特定施設の種類ごとの数変更届出書 (様式第3) 法第8条第1項	---	変更の工事開始の日の30日前まで
		県	○騒音・振動に係る特定施設の構造等変更届出書 (第15号様式) 条例第35条	---	
	市	○指定施設の構造等変更届出書 (第2号様式) 条例27条	---		
	--	---	○特定施設の種類及び能力ごとの数・特定建設の使用の方法変更届出書 (様式第3) 法第8条第1項		
使用方法変更	○特定(指定)施設の使用の方法(使用の開始時刻又は終了時刻を変更する場合等)を変更する場合。 ※振動規制法:開始時刻の繰下げ又は、終了時刻の繰上げる場合は、届出不要。	市	○指定施設の構造等変更届出書 (第2号様式) 条例27条	○特定施設の種類及び能力ごとの数・使用の方法変更届出書 (様式第3) 法第8条第1項	変更の工事開始の日の30日前まで
		法	○騒音の防止の方法変更届出書 (様式第4) 法第8条第1項	○振動の防止の方法変更届出書 (様式第4) 法第8条第1項	変更の工事開始の日の30日前まで
県	○騒音・振動に係る特定施設の構造等変更届出書 (第15号様式) 条例第35条				
市	○指定施設の構造等変更届出書 (第2号様式) 条例27条				
氏名等変更	○工場等の名称又は所在地に変更があった場合。 ○届出者の氏名(法人は代表者氏名)、名称、住所に変更があった場合。 ※移転による変更では、ありません。移転の場合は、設置又は使用全廃の届出が必要です。	法	○氏名等変更届出書 (様式第6) 法第10条	○氏名等変更届出書 (様式第6) 法第10条	変更の日から30日以内
		県	○氏名(名称、住所、所在地)変更届出書 (第19号様式) 条例第39条		
		市	○氏名等変更届出書 (第5号様式) 条例30条		
使用廃止	○特定(指定)施設の全ての使用を廃止した場合 ※県条例・市条例は、一部の使用を廃止した場合も含む。	法	○特定施設使用全廃届出書 (様式第7) 法第10条	○特定施設使用全廃届出書 (様式第7) 法第10条	廃止した日から30日以内
		県	○特定施設使用廃止届出書 (第20号様式) 条例第39条		
		市	○指定施設使用廃止届出書 (第6号様式) 条例第30条		
承 継	○届出者から届出工場等に設置されている特定(指定)施設の全てを譲り受け又は借り受けた場合。 ○届出者について、相続又は合併があった場合。	法	○承継届出書 (様式第8) 法第11条第3項	○承継届出書 (様式第8) 法第11条第3項	承継があった日から30日以内 ※届出は、承継者が行う。
		県	○特定施設承継届出書 (第21号様式) 条例第39条		
		市	○承継届出書 (第7号様式) 条例第31条第3項		

(注意)

- 特定(指定)施設の種類ごとの数を数える場合、特定(指定)施設の名称ごとに1種類として数えます。
例えば、破碎機と摩砕機は、別の種類の施設(土石用、鋳物用の区別はしない。)として数えます。ただし、送風機及び排風機は区別せず、両方とも同一種類の施設として数えます。
- 設置(変更)の工事開始の日の30日までとは、その工事開始日の前日を1日目として遡り、31日目に相当する日までに届出が必要ということです。ただし、31日目が日曜日、その他の休日である場合は、その前日までに届出が必要です。

(3) 届出書の提出部数

届出の提出部数は、2通（正本1通及びその写し1通）です。

(4) 添付書類

各種届出書に添付する書類は、次のとおりです。

書類名	留意事項
① 騒音(振動)に係る特定(指定)施設の配置等	・ できる限り図面・表等を使用。
② 事業場内の建物配置図	・ 全体の敷地境界がわかるもの。 ・ 建屋が複数階の場合は、各階の平面図が必要。 ・ 敷地境界の予測計算値を記載すること。
③ 建物の構造図	・ 工場等の建物の壁、屋根、窓、戸、又は塀等の材質及び長さ、高さ等について、図面に記入したもの。(立面図・平面図)
④ 特定(指定)施設配置図	・ ②事業場内の建物配置図に記入してもよい。
⑤ 事業場等の付近の見取図	・ 周辺100m程度のもの
⑥ 特定(指定)施設の騒音・振動の仕様書カタログ、図面等	・ 定格出力、能力が分かるもの。 ・ 騒音規制法の特定(指定)施設については、発生源での騒音レベルの資料

<添付資料の要否>

各種届出書に添付する書類は、次のとおりです。

書類名	届出種類	設置	使用	変更			使用止	承継
				種類能力数	使用方法	防止方法		
① 騒音(振動)に係る特定(指定)施設の配置等		○	○	×	×	○	×	×
② 事業場内の建物配置図		○	○	○	○	○	×	×
③ 建物の構造図		○	○	○	○	○	×	×
④ 特定(指定)施設配置図		○	○	○	○	○	×	×
⑤ 事業場等の付近の見取図		○	○	○	○	○	×	×
⑥ 特定(指定)施設の騒音・振動のカタログ		○	○	○	○	○	×	×

※ 鹿児島県公害防止条例に基づく、設置届出・使用届出の場合は、「操業工程の概要図」も添付。

<記載例>

① 騒音(振動)に係る特定(指定)施設の配置等

<各種届出書の年月日記入箇所>

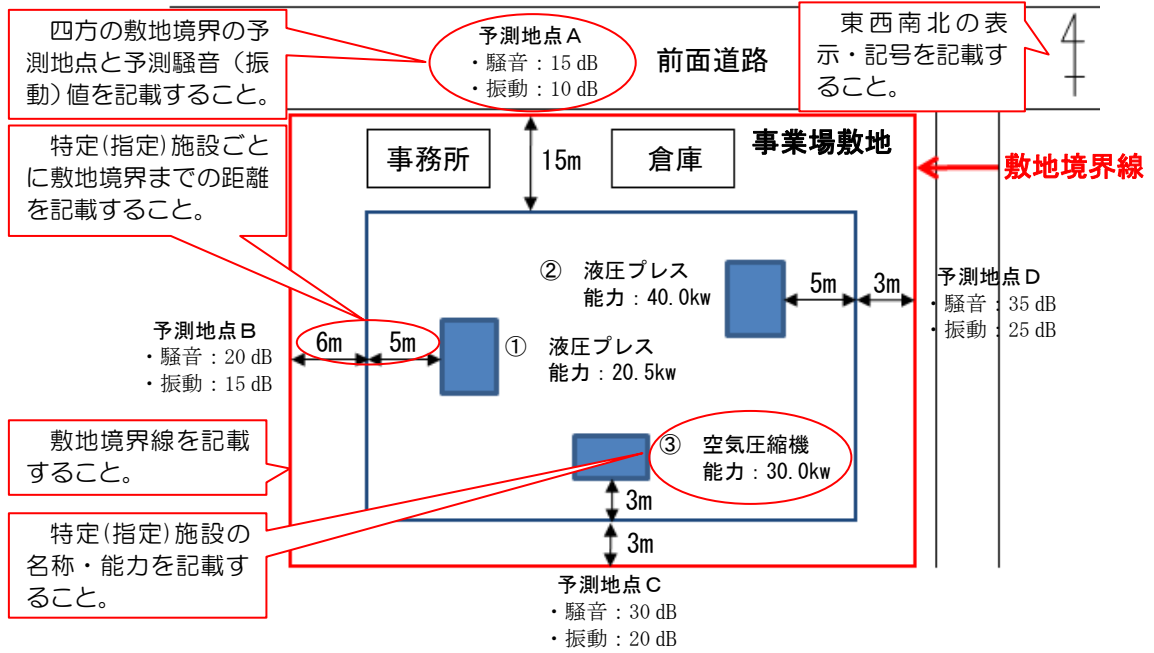
- 設置届出の場合
工事着手予定年月日
使用開始(予定)年月日
- 使用届出の場合
設置年月日
- 変更届出の場合
設置年月日
工事着手予定年月日
使用開始(予定)年月日

<防止施設及び防止方法の概要>

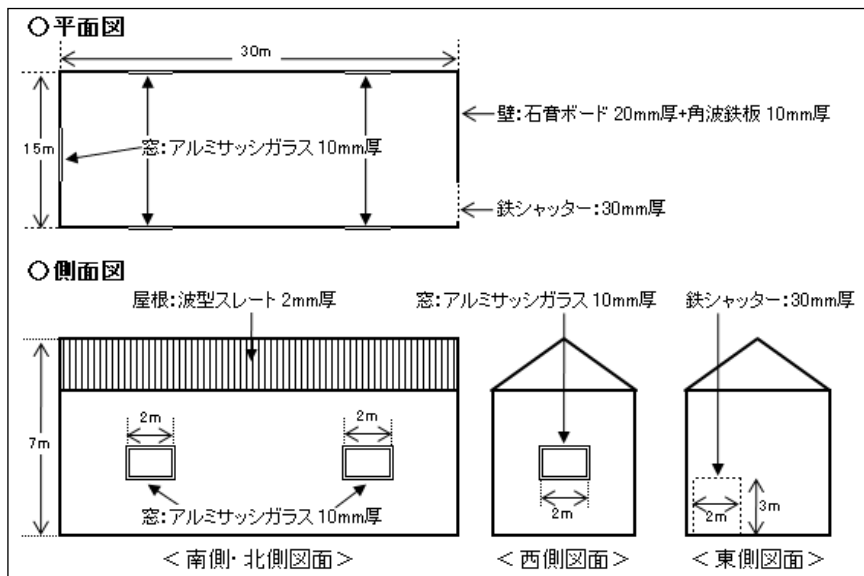
消音機、遮音塀の設置、音源室内の防止措置等できる限り図表などの別紙を使用して説明すること。

騒音・振動に係る特定(指定)施設の配置等				
業種	製造業	敷地面積	7,400平方メートル	
主要生産品	半導体	常時使用する従業員数	300人	
特定施設の構造等	特定施設の種類	減圧プレス	減圧プレス	空気圧縮機
	型式	イプスMF20	イプス402E	オノハナTRK-I
	機種又は公称能力及び数	20.0 kw × 1台	40.0 kw × 1台	30.0 kw × 1台
	設置年月日(予定)	平成25年11月1日	平成25年11月1日	平成25年11月1日
特定施設の用法	工事着手予定年月日	平成25年10月1日	平成25年10月1日	平成25年10月1日
	使用開始(予定)年月日	平成25年11月10日	平成25年11月10日	平成25年11月10日
	使用開始時刻	8時00分	8時00分	8時00分
	使用終了時刻	18時00分	18時00分	18時00分
騒音・振動の防止方法	月間使用日数	21日	21日	21日
	準拠変動	有	有	有
	防止施設の種類及び名称	遮音壁(コンクリート壁)	遮音壁(コンクリート壁)	遮音壁(コンクリート壁)
	設置(予定)年月日	平成25年11月10日	平成25年11月10日	平成25年11月10日
備考事項	防止施設及び防止方法の概要	騒音に防振床を設置	騒音に防振床を設置	騒音に防振床を設置
	その他			

② 事業場内の建物配置図 ④ 特定(指定)施設配置図



③ 建物の構造図



工場等の建物の壁, 屋根, 窓, 戸, 又は塀等の材質及び長さ, 高さ等について, 図面に記載すること。
(立面図・平面図)

⑤ 工場等の付近の見取図



(5) 勧告及び命令

●計画変更勧告及び命令

特定（指定）施設の設置又は、変更の届出による計画が規制基準に適合しないと認められる場合は、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、計画の変更・廃止を勧告され又は命ぜられることがあります。

●改善勧告

既設の特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合は、改善すべきことを勧告されることがあります。

●改善命令・一時停止命令

特定（指定）施設が規制基準に適合しなくなったと認められる場合は、改善又は一時停止を命ぜられることがあります。

(6) 報告及び検査

●報告の徴取

特定（指定）施設の状況等について、報告を求める場合があります。

●立入検査

特定（指定）施設その他の物件について、立入検査をする場合があります。

(7) 罰 則

改善命令に従わないとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒否したときには、罰則が適用される場合があります。

(8) 提出先（郵送先）

●騒音規制法・振動規制法・指宿市環境保全条例に基づく届出

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市役所 市民生活部 環境政策課 環境政策係
電話：0993-22-2111(代) 内線：241・242・243

●鹿児島県公害防止条例に基づく届出

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県環境林務部環境保全課大気係
電話：099-286-2627

<郵送の場合>

届出日は、提出先（指宿市環境政策課・鹿児島県環境保全課）に届いた日になります。

※ 土、日、祝日および年末年始の場合は、受付日は翌開庁日になりますので、日数に余裕をもって投函してください。

4 留意事項

(1) 騒 音

- 特定（指定）施設は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 特定（指定）施設について、覆い等の遮音や吸音処理に努めること。
- 建屋は、施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性を良くし、遮音上の問題となる開口部や隙間に注意すること。
- 壁・天井の吸音処理に努めること。
- 周辺の民家等を考慮し、敷地内の建物、屋外施設を配置し、必要に応じて防音壁を設けること。

(2) 振 動

- 特定施設は、低騒音型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないよう、注意すること。
- 振動の伝搬を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。
- 特定施設は、周辺民家との距離・配置関係に注意すること。

5 騒音・振動の目安

(1) 騒 音

騒音レベル	騒音の実例
120 dB(A)	● 飛行機のエンジン近く
110 dB(A)	● 自動車の警笛（前方2m） ● リベット打ち
100 dB(A)	● 電車が通るときのガード下
90 dB(A)	● 大声による独唱 ● 騒々しい工場の中
80 dB(A)	● 地下鉄の車内
70 dB(A)	● 電話のベル ● 騒々しい事務所の中 ● 騒々しい街頭
60 dB(A)	● 静かな乗用車 ● 普通の会話
50 dB(A)	● 静かな事務所
40 dB(A)	● 図書館 ● 静かな住宅地の屋
30 dB(A)	● 郊外の深夜 ● ささやく声
20 dB(A)	● 木の葉のふれあう音 ● 置時計の秒針音（前方1m）

※ 騒音レベル…騒音計で測定した物理的な音の強さ（音圧レベル）に人の聴感に合わせて周波数補正を加えたもの。

(2) 振 動

振動レベル	人間の感覚	屋内の状況	震度
110dB 以上	揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない。	殆どの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。（木造家屋 30%以上倒壊）	7
105dB ～ 110dB	立っていることができません、はわないと動くことができません。	固定していない重い家具の殆どが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。（木造家屋 30%以下倒壊）	6強
	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	6弱
95dB ～ 105dB	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。タンスなど重い家具が倒れることがある。	5強
	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人、行動に支障を感じる。	つり下げ物は、激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	5弱
85dB ～ 95dB	かなりの恐怖感があり、一部の人、身の安全を図ろうとする。眠っている人の殆どが、目を覚ます。	つり下げ物が激しく揺れ、棚にある食器類は、音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	4
75dB ～ 85dB	屋内にいる人の殆どが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	3
65dB ～ 75dB	屋内にいる多くの人が、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が僅かに揺れる。	2
55dB ～ 65dB	屋内にいる人の一部が、僅かな揺れを感じる。		1
55dB 以下	人は、揺れを感じない。		0

※ 振動レベル…振動加速度レベルに、振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えた振動加速度。

6 届出書記載例

(1) 騒音規制法・振動規制法に基づく届出

① 設置（特定施設設置届出書）

特定施設設置届出書

平成 25 年 10 月 10 日

届出者 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地 栗の花株式会社 代表取締役 指宿太郎

工場又は事業場の名称	栗の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	鹿児島県 指宿市十町 9999 番地	※ 受理年月日	平成 年 月 日
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	※ 施設番号	
常時使用する従業員数	30人	※ 審査結果	
騒音・振動の防止の方法	別紙	※ 備考	

騒音・振動	特定施設の種別	型式	公称能力	数	使用開始時刻	使用終了時刻
騒音	ト(ニ)	流注プレス AB-1型	500w	1	8:00	17:00
振動	ト(ス)	タンブラー 1-3型	3.7w	4	8:00	17:00

- ⑦ 届出者
 - ・法人の場合
 - その名称、本社所在地及び代表者の職氏名を記載の上、代表者の捺印
 - ・個人の場合
 - 事業者の住所、氏名を記載の上、代表者の捺印
- ⑧ 該当法
 - ⑨ 工場又は事業場の事業内容
 - 「日本標準産業分類」の例による業種を記載。
 - ⑩ 常時使用する従業員数
 - 本社事務部門を含み、アルバイト・パートを除く。
 - ⑪ 騒音・振動の防止の方法
 - 別紙「騒音(振動)に係る特定(指定)施設の配置等」を記載。
 - ⑫ 騒音・振動の別
 - 該当する届出に○を記載。
 - ⑬ 特定施設の種類等
 - 法で規定している項番号及び施設名称ごとに型式・公称能力・基数・通常稼働時間帯を記載。

② 使用（特定施設使用届出書）

特定施設使用届出書

平成 25 年 10 月 10 日

届出者 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地 栗の花株式会社 代表取締役 指宿太郎

工場又は事業場の名称	栗の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	鹿児島県 指宿市十町 9999 番地	※ 受理年月日	平成 年 月 日
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	※ 施設番号	
常時使用する従業員数	30人	※ 審査結果	
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり	※ 備考	

騒音・振動	特定施設の種別	型式	公称能力	数	使用開始時刻	使用終了時刻
騒音	ト(ニ)	流注プレス AB-1型	500w	1	8:00	17:00
振動	ト(ス)	タンブラー 1-3型	3.7w	4	8:00	17:00

③ 種類能力数・使用方法変更

(騒音：特定施設の種類ごとの数変更届出書)
(振動：特定施設の種類及び能力ごとの数・使用の方法変更届出書)

特定施設の種類ごとの数 変更届出書

平成 25 年 10 月 10 日

届出者 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地 栗の花株式会社 代表取締役 指宿太郎

工場又は事業場の名称	栗の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	鹿児島県 指宿市十町 9999 番地	※ 受理年月日	平成 年 月 日
騒音・振動	特定施設の種別	型式	公称能力
騒音	ト(ニ)	流注プレス AB-1型	500w
振動	ト(ス)	タンブラー 1-3型	3.7w

- ⑦ 届出者
 - ・法人の場合
 - その名称、本社所在地及び代表者の職氏名を記載の上、代表者の捺印
 - ・個人の場合
 - 事業者の住所、氏名を記載の上、代表者の捺印
- ⑧ 該当法・内容
 - ⑨ 騒音・振動の別
 - 該当する届出に○(④は騒音、振動)を記載。
 - ⑩ 騒音・振動の防止の方法
 - 別紙「騒音(振動)に係る特定(指定)施設の配置等」を記載。
 - ⑪ 特定施設の種類等
 - 法で規定している項番号及び施設名称ごとに型式・公称能力並びに変更前後の基数・通常稼働時間帯を記載。
 - ⑫ 騒音・振動の防止の方法
 - 別紙「騒音(振動)に係る特定(指定)施設の配置等」を記載。
 - 特に、防止施設及び防止方法の概要欄には、変更前後の内容を対照させること。

④ 防止方法変更

(騒音(振動)の防止の方法変更届出書)

騒音(振動)の防止の方法変更届出書

平成 25 年 10 月 10 日

届出者 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地 栗の花株式会社 代表取締役 指宿太郎

工場又は事業場の名称	栗の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	鹿児島県 指宿市十町 9999 番地	※ 受理年月日	平成 年 月 日
騒音又は振動の別	騒音	※ 審査結果	
騒音又は振動の防止の方法	別紙のとおり	※ 備考	

⑤ 氏名等変更(氏名等変更届出書)

氏名等変更届出書

平成 25 年 10 月 10 日

届出者 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地 栗の花株式会社 代表取締役 指宿太郎

変更前	栗の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
変更後	栗の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
変更年月日	平成 25 年 10 月 1 日	※ 受理年月日	平成 年 月 日
変更理由	組織再編に伴う社名変更	※ 備考	

- ⑦ 届出者
 - ・法人の場合
 - その名称、本社所在地及び代表者の職氏名を記載の上、代表者の捺印
 - ・個人の場合
 - 事業者の住所、氏名を記載の上、代表者の捺印
- ⑧ 該当法・内容
 - ⑨ 変更の内容
 - 変更する内容のみを記載。

⑥ 使用廃止(特定施設使用全廃届出書)

特定施設使用全廃届出書

平成 25 年 10 月 10 日

届出者 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地 栗の花株式会社 代表取締役 指宿太郎

工場又は事業場の名称	栗の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	鹿児島県 指宿市十町 9999 番地	※ 受理年月日	平成 年 月 日
使用全廃の年月日	平成 25 年 10 月 1 日	※ 施設番号	
使用全廃の理由	会社倒産のため	※ 備考	

⑦ 承継 (承継届出書)

様式第8号(第9条第2項)

承 継 届 出 書

平成 25 年 10 月 10 日

届出者 殿

届出者 鹿児島県指宿市十町2424番地
 原の花株式会社
 代表取締役 指宿太郎

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、届出(届納)規則法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	原の花株式会社 指宿工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	鹿児島県 指宿市十町9999番地	※ 受理年月日	平成 年 月 日
承 継 の 年 月 日	平成 25 年 10 月 10 日	※ 施設番号	
承継者 住 所	氏名又は名称 そらまめ株式会社	※ 備 考	
	鹿児島県 指宿市十町7777番地		
承 継 の 理 由	事業譲渡のため		

備考 1 空印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

⑦ 届出者

・法人の場合

その名称、本社所在地及び代表者の職氏名を記載の上、代表者の捺印

・個人の場合

事業者の住所、氏名を記載の上、代表者の捺印

① 該当法・内容

該当する届出法及び内容以外に取消線を記載。

⑦ 被継承者

継承する者の氏名・名称及び住所を記載。